

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	指定管理者制度導入の推進と制度導入施設の評価の実施			重点項目番号	2										
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	<p>【現状】 平成18年度から153施設に指定管理者制度を導入している。平成19年3月にモニタリング指針を策定し、指定管理者の評価を行っている。</p> <p>【問題点、必要性】 伊賀市の公の施設の約3分の1にあたる施設に指定管理者制度が導入されているが、職員定員適正化や経費節減に対応するため、直営施設等に制度導入を進める必要がある。</p> <p>【現状の客観的な説明】 平成17年度に各施設の現状や制度導入の解釈等から協議を行っており、18年度から制度導入が可能またはメリットがあると解された施設には指定管理者制度を導入した。</p>			番号	①・③										
				担当課(執行する課)	総務部総務課										
				責任者名(執行責任者)	総務課長 森岡 良夫										
				担当課電話番号	22-9601										
対象等(なにが、だれが)	市の施設を利用する方			【金額】 【算定根拠】 ※指定管理者制度導入状況により、制度導入前の施設管理経費と指定管理料を比較し、制度導入による効果額として公表する。											
成果(対象がどうなるのか)	施設を快適に利用できる。施設が利用しやすくなる。														
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	<p>【実施内容】 制度導入を施設管理課に促すとともに、制度導入施設の評価が適正に行われるようにする。管理業務や指定管理料の改善を促す。</p> <p>【目標数値】 《最終目標》制度導入施設の評価が適正に行われるためのしくみを構築する。 《平成20年度の目標》平成18年度から制度導入し指定期間を3年間とした施設の指定管理者の選定を行う。 《平成21年度の目標》制度導入施設での指定管理者の評価を行うしくみの検討・構築を行う。</p> <p>【目標の客観的な説明】 現在、指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針により検証を行っているが、評価結果が公表されていない等改善する余地がある。</p>			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	<p>※伊賀市指定管理者導入施設のモニタリングに関する基本指針・・・住民サービス向上と効率的な管理運営を図るために施設の管理運営に関し、各種条例及び規則等に従い、適正なサービスの提供が確保されているかを確認する手段。</p>										
						特記事項									
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)				行程表(いつまでにやるのか)											
	活動指標名			平成20年度			平成21年度			平成22年度					
	目標値			4月			10月			4月			10月		
	定義・算定式														
	導入方針に基づいた制度の導入			直営施設等への制度導入を推進する。											
	制度導入施設の成果検証														
	選定基準・協定内容の見直し			選定委員会での基準の見直しを行う。											
	契約内容、金額、委託先の見直し			年度協定締結時等に指定管理料を見直す。											
平成18年度から制度導入をした施設の指定管理者再選定			平成20年度・22年度			平成18年度から3年目と5年目に制度継続の是非及び指定管理者の再選定を行う。									